

鴨川市障害者（児）福祉総合計画（障害者基本計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）に関する
パブリックコメントの結果について

- | | |
|----------|---------------------------|
| ○ 意見募集期間 | 令和6年1月29日（月）～令和6年2月27日（火） |
| ○ 意見提出者 | 4人 |
| ○ 延べ意見数 | 23件 |
| ○ 意見提出方法 | 窓口 2件 電子メール 2件 |

第1 「第1編 総論」に対する意見

意見の概要	市の考え方
<p>「第1章 計画策定にあたって」 P3 「第1節 計画の目的」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度～令和5年度の計画の成果は確認できるか。 <p>P14 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の国の基本指針 「○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定時に、難病患者・難病相談支援センター等からの意見尊重と支援ニーズの把握及び特性に配慮した体制整備をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の中では成果を確認できる項目はないため、今後の計画で確認できる方法を検討してまいります。 ・市では、国の指針に沿った計画策定を行い、各種障害福祉施策の充実を推進するため、関係機関と連携しながら障害者の支援体制の整備に努めます。

意見の概要	市の考え方
<p>「第2章 障害者数の推移と推計」 P15 鴨川市全体の人口の推計は出しているのか。 (令和6年度～令和12年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市全体の人口が減少しているが、精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加と推計している。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度からの市全体の人口を以下のとおり推計しております。 令和6年度 30,604人 令和7年度 30,142人 令和8年度 29,651人 令和9年度 29,146人 令和10年度 28,628人 令和11年度 28,128人 令和12年度 27,609人 市全体の人口は減少して推移していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者の実績を基に手帳の所持率等を勘案して推計しております。

意見の概要	市の考え方
<p>「第3章 アンケート調査等から見た現状」 P17 「(2) あなたを介助してくれる方は主にどなたですか」</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども 2.4%はヤングケアラーなのか。 障害者(児)の介護者のヤングケアラー、特に、精神障害を持つ親を介護するヤングケアラーに支援が必要だと思う。 障害児の兄弟姉妹への支援はあるか。 <p>P19 「(5) 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか」</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要なサービスが適切に利用できること、重度訪問介護を24時間利用できる体制を考えてもらいたい。 24時間対応できるサービスの強化を推進してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 質問では介助者の年代は特定しておりません。障害者本人からみて子どもという関係のため、ヤングケアラーに相当する世代(10代)より上の年代の人も含まれていると思われます。 ヤングケアラーへの支援は、スクールカウンセラーなど関係機関と連携しながら、対応してまいります。 障害児の兄弟姉妹への支援はありませんが、障害児やその保護者を含む世帯全体の負担を軽減できるよう支援を検討してまいります。 障害者(児)及び介護する家族等の負担を軽減するため、必要なサービスが適切に利用できるよう、障害福祉サービスを提供する事業者や関係機関と連携し、提供体制の整備に努めます。また、サービスを提供するために人材育成などに関して、障害福祉サービス事業所等と検討してまいります。

意見の概要	市の考え方
<p>P34 「(2) 精神障害のある方の地域生活支援に関してどのようなことが課題であると思いますか。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の理解、相談相手や相談機関の充実も重要だと思います。また、68 ページの「生活支援サービスの利用状況と利用意向」についても、【4 精神障害者】 ii) 今後の利用意向で④相談支援が 66.7%となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者への理解を進めるため、家族や地域の人への啓発に努めるとともに、相談体制の整備や相談機関の充実を進めてまいります。

第2 「第2編 障害者基本計画」に対する意見

意見の概要	市の考え方
<p>「第2章 保健・医療の充実」 P51 [具体的な施策]「メンタルヘルス対策の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス対策の推進は重要だと思う。 ・ 【提案】 施策項目 「<u>メンタルヘルス対策の推進</u>」 施策内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>精神疾患の急性期の精神状態における相談窓口体制を整備します。</u> <u>また、民生委員や警察行政などへの啓発を行います。</u> ・ <u>講演会・講座・教室の開催や相談対応などを通じて、精神疾患や引きこもりの予防など、メンタルヘルス対策の推進を図ります。</u> <u>また、心療内科・精神科・神経科の病院を退院した後の地域医療・生活支援の充実を図っていく。治療や支援への動機づけが必要な場合など、当事者や家族などと相談できる体制を整備します。</u> ・ <u>精神障害者家族会などの当事者活動について、地域に向け広く周</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス対策を進めることにより、閉じこもり予防などの対応を円滑にできるように関係機関との連携を強化してまいります。 ・ メンタルヘルス対策の推進については、精神疾患に関する啓発を推進するとともに、民生委員や医療機関等と連携して対応してまいります。また、当事者や家族会の活動を広く周知することや情報収集に努めてまいります。 <p>いただいたご提案を参考に、施策内容欄に以下のとおり追記しました。</p> <p>施策内容 (追記) また、メンタルヘルス対策や精神疾患に関する啓発を行うとともに、医療機関を退院した後の生活を支援していく体制を整備していきます。</p>

<p><u>知します。</u></p> <p>P53〔具体的な施策〕</p> <p>・【提案】 施策項目〔<u>「医学的リハビリテーションの充実促進」</u>〕 施策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>精神障害者とその家族に対して、保健師等による在宅での訪問指導体制の充実を図る。</u> <p>・【提案】 施策項目〔<u>「経済的負担の軽減」</u>〕 施策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自立支援医療（精神通院）などの重要な手続きが、利用者の精神状態により滞ることがないように、円滑に実施・継続できるように配慮する。その手続きの時期や方法について、助言・指導を行う体制を整備します。</u> ・<u>精神障害者医療費助成制度の整備に向け検討します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・通院や通所だけでなく専門職による自宅での訪問指導の体制を整備することで、医学的リハビリテーションの充実を促進いたします。 いただいたご提案を参考に、以下のとおり本文を修正しました。 (修正前) 回復を図る医学的リハビリテーション (修正後) 回復を図るため、通院だけでなく在宅での専門職からの訪問指導による医学的リハビリテーション ・医療にかかる経済的負担を図るため、各種制度の周知に努めてまいります。また、精神障害者医療費助成制度について、自立支援医療として通院による精神医療に係る自己負担の軽減を実施しております。 ご提案を参考とさせていただき、以下の内容を追記いたしました。 施策内容 (追記) また、各制度の手続きが滞ることがなく、円滑に利用できるよう手続きの時期の案内や手続きの方法を支援します。
---	---

意見の概要	市の考え方
<p>「第4章 雇用・就業の促進」 第1節 一般就労の促進 P59〔現状と課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れる側の事業所の理解や認識を深めるとともに働しやすい環境を整備してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ事業者の意見を聞くことは、就労希望者の定着化のためにも大変有効であると考えられますので、運用について検討してまいります。

<p>第2節 行政自身の障害者雇用対策の強化</p> <p>P61〔現状と課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害種別毎の在職状況を明示して欲しい。 <p>〔施策展開の方向〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害種別によらず」その推進に取り組んで欲しい。 <p>第3節 福祉的就労の促進</p> <p>P63〔具体的な施策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【提案】 <p>施策項目〔「<u>福祉的就労の場の充実</u>」〕</p> <p>主な実施主体 市</p> <p>施策内容 <u>就労継続支援事業所A型事業所の創出に努めます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省千葉労働局が公表している人数は、障害の種別ごとでなく、全障害者の合計の人数となっております。 ・法律に基づく法定雇用率を遵守します。 ・いただいたご提案を参考として、以下のとおり追記しました。 <p>施策項目 福祉的就労の場への積極的な支援</p> <p>施策内容 (追記) また、障害者の就労を支援するため、就労支援事業所や法人等と就労支援事業所の新規開設や事業の拡大について協議してまいります。</p>
---	---

意見の概要	市の考え方
<p>「第5章 生活支援の促進」</p> <p>P64 第1節 在宅生活への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【提案】 <p>〔施策展開の方向〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づく在宅生活支援の充実に努めながら、特別障害者手当をはじめとする各種手当、年金、税や利用料の特別措置など、経済的支援制度の周知と利用促進に努めます。<u>また、必要な障害者に対して、金銭管理方法に関する相談支援体制の充実を図ります。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご提案を参考に、以下のとおり追記しました。 <p>施策展開の方向</p> <p>経済的支援制度の周知と利用促進に努めます。</p> <p>(追記) また、障害者の金銭管理を支援するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を推進してまいります。</p>

<p>P72 第2節 日中活動への支援の充実</p> <p>・【提案】 〔具体的な施策〕 施策項目 「日中活動の場の充実促進」 施策内容 ・精神障害者も利用でき、生活圏域にて気軽に通えるサロン活動を充実促進します。</p>	<p>・いただいたご提案を参考に、以下のとおり修正しました。</p> <p>施策内容 (修正前) 地域住民によりサロン活動の活性化 (修正後) 地域住民や福祉施設等による、障害者が身近で気軽に通えるサロン活動の立ち上げや活性化</p>
<p>P74 第4節 相談体制の充実</p> <p>・【提案】 〔具体的な施策〕 施策項目 「行政相談窓口への専門相談員の配置」 主な実施主体 市 施策内容 <u>精神障害者支援に係る行政相談窓口に、精神保健福祉士などの専門職員を配置します</u></p> <p>・【提案】 〔具体的な施策〕 施策項目 「<u>精神障害者の計画相談を実施する指定特定相談支援事業者(計画作成担当)の充実</u>」</p> <p>P77 第5節 円滑なコミュニケーションの支援</p> <p>・【提案】 〔具体的な施策〕 施策項目 情報アクセシビリティの推進 施策内容 障害者による情報の取得利用・意志疎通に係る施策を総合</p>	<p>・福祉課の窓口専門職員を配置しており、今後も、相談体制の強化に努めてまいります。</p> <p>・いただいたご提案について、障害者とその家族が指定特定相談支援事業者と継続して連絡がとれるよう、指定特定相談支援事業所との連携を強化してまいります。</p> <p>・いただいたご提案を参考とさせていただき、以下のとおり追記しました。</p> <p>施策項目 情報アクセシビリティの推進 施策内容 (追記) また、それぞれの障害の状態に応じた情報の取得や利用ができるよう支援してまいります。</p>

<p>的に推進します。<u>また、認知機能の障害とそれに伴う行動の障害を抱える障害者への配慮にも努めます。</u></p> <p>P79 第6節 権利擁護の推進</p> <p>・【提案】</p> <p>〔具体的な施策〕</p> <p>施策項目 虐待等の防止ネットワークの強化</p> <p>施策内容 障害者虐待防止センターを中心に相談支援事業者等関係団体とのネットワーク強化を図ることにより、家庭、<u>事業所（保健医療福祉機関・施設を含む）、地域</u>での虐待などに対して、早期対応、再発防止に努めます。</p>	<p>・障害者への虐待防止のための対策の強化と、早期発見・早期対応できるよう関係機関との連携を強化してまいります。</p> <p>いただいたご提案を参考に、以下のとおり修正しました。</p> <p>施策内容</p> <p>（修正前）事業所・地域</p> <p>（修正後）事業所（保健医療福祉機関・施設を含む）・地域</p>
--	---

第3 「第3編 障害福祉計画」に対する意見

意見の概要	市の考え方
<p>「第2章 成果目標」</p> <p>P96 第4節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標</p> <p>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、周辺市町を含む広域行政が協力しなければ実現しにくい課題や計画についても、まずは市の計画として、その方向性を具体的に掲げて欲しい。</p> <p>「第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策」</p> <p>P102 ②重度訪問介護、⑤重度障害者等包括支援</p>	<p>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、取組の主体となる構築会議を安房圏域で共同で運営しており、その会議体で示された方向性や考え方を市の計画への反映について検討してまいります。</p> <p>・サービス提供事業所の整備とともに、市内の既存の事業所と協議し事業の拡充やそれに伴う人材確保や環境整備に努めます。併せて、制度の周知に</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業所がなく利用できない、制度の周知ができていない。 	<p>努めてまいります。</p>
---	------------------

第4 第4編 障害児福祉計画に対する意見

意見の概要	市の考え方
<p>P133 第2節 家族支援の強化と地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルージョンという言葉は一般的でないと思うので、151ページの用語解説で説明したらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の用法に従い、「インクルージョン」の用語を使用しています。 「インクルージョン」の用語や制度の認知度が上がるよう、周知や啓発に努めてまいります。 「インクルージョン」を用語解説に追加いたします。

第5 第5編 計画の推進体制に対する意見

意見の概要	市の考え方
<p>P145 第5章 財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業による補助を活用して、重度訪問介護者を育成してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス提供事業所の業務拡充や人材育成のための補助金等を活用し、障害福祉サービスの提供体制の整備・充実に努めます。
<p>P150 鴨川市障害福祉計画等策定委員会委員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の構成について 男女の割合、年代別（20代～60代）の構成の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見を参考に、男女比や年代別、職種等策定委員会の委員の構成について検討を行います。

第6 その他の意見

意見の概要	市の考え方
<p>鴨川市の財政に係る障害福祉に関する予算執行について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた予算の中で、障害者福祉の推進のために業務を遂行してまいります。